

JICA 環境社会配慮ガイドライン改定委員会「2．情報公開」

2003 年 7 月 11 日 FoE Japan 松本郁子

2．情報公開

2-1. 情報公開の基本的考え方

- ・ JICA はすべてのプロセスにおける環境社会配慮を行なうにあたって、様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、学識経験者、NGO、地域住民等からの情報提供を歓迎する。
- ・ JICA はこれらの第三者からの情報提供が早期に行なわれることを促進するとともに、環境社会配慮における透明性とアカウンタビリティを確保するため、環境社会配慮に関し重要な情報は、意思決定の前に、適切な手続と機会を設けて公開する。
- ・ JICA は、必要に応じ、関係機関、学識経験者、NGO、地域住民等の意見を求めることがある。
- ・ JICA は、以上に規定するほか、第三者に対し、求めに応じて可能な範囲で環境社会配慮に関する情報の提供を行なう。
- ・ 十分な環境社会配慮が行なわれるためには、ステイクホルダーとの適切な協議は不可欠である。また、適切な協議を行う上でステイクホルダーへの十分な情報提供は必要不可欠であるとの認識から、JICA は外務省や相手国政府の協力のもと、JICA が実施する環境社会調査に係る情報は、相手国のステイクホルダーに対して積極的に情報提供を行わなければならない。
- ・ JICA が実施する環境社会調査に係る情報は、地域住民などのステイクホルダーには、適切な協議が行われるための十分な時間的余裕を持って、情報提供が行われなければならない。また、この際事業や環境社会配慮に関する情報は、地域の人々が理解できる言語と様式により書面で作成されねばならない。
- ・ JICA は定められた手続に則った情報公開を実施できない事業は、支援しないという方針を明らかにする。

2-2. 時期と内容

環境社会配慮に関する情報は以下の時期及び内容で公開する。

2-2-1．JICA のウェブサイト上での公開

プロジェクトの発掘段階：

- ・ プロジェクト形成調査の最終報告書は、報告書完成後速やかに公開する。
- ・ カテゴリーA 案件については、カテゴリー分類終了後、要請段階の情報の一部(事業名、実施地域、事業概要)を日本語及び英語で公開し、外部からの情報提供を求める。この際、JICA の最終的なコメントをまとめる前、少なくとも 30 日間は公開期間を設ける。

- ・ 外務省が要請の採択決定後速やかに、事業名と国名、事業と地域の概要、カテゴリー分類とその根拠、JICA の協力事業への最終的なコメントを、日本語及び英語で公開する。
- ・ JICA の協力事業への最終的なコメントには、(1) 開発ニーズ、(2) 環境社会影響、(3) 調査や事業の実施段階での政治・社会状況への配慮、(4) 住民参加と情報公開、についての分析と見解を含み、その上で(5) 要請案件への支援に対する JICA の見解とその根拠、また(6) 採択における条件など外務省への提言がある場合はこれを明記する。
- ・ 【日本政府】JICA が不採択や条件付採択を提言した事業を支援する場合、日本政府は協力事業の実施決定後速やかに、JICA のコメントに対する日本政府の見解を明らかにし、それを公開する。

プロジェクトの事前調査及び予備調査

- ・ スクリーニング再確認の段階で、要請時に考慮しなかった深刻な環境社会影響が確認され、JICA が本格調査及び基本設計調査、実施協議調査の支援を行わないことを外務省に提言した場合は、提言提出後速やかに、提言は公開されなければならない。

(1) 開発調査

- ・ カテゴリー-A および一部の B 案件については、スコーピング終了後、本格調査での環境社会配慮に関する調査・検討項目や調査方法についてまとめた「JICA 環境社会調査方法書」を公開する。「JICA 環境社会調査方法書」は S/W 締結の少なくとも 60 日前までに 公開し、外部からの情報提供を求める。
- ・ カテゴリー-A および一部の B 案件については、事前調査報告書は、完成後速やかに、日本語及び英語で公開する。
- ・ カテゴリー-A および一部の B 案件については、事業実施者と S/W を締結後速やかに、プロジェクトの S/W を公開する。

(2) 無償資金協力

- ・ カテゴリー-B 案件は、スコーピング終了後、初期環境社会調査での環境社会配慮に関する調査・検討項目や調査方法についてまとめた「JICA 環境社会調査方法書」を公開する。「JICA 環境社会調査方法書」は、少なくとも 60 日間は外部からの情報提供を求める。
- ・ カテゴリー-B 案件のうち、予備調査において初期環境社会調査を行なう場合は、初期環境社会調査報告書のドラフトを公開し、予備調査報告書完成前の少なくとも 60 日間、外部からの情報提供を求める。
- ・ カテゴリー-A および一部の B 案件については、予備調査報告書は、完成後速やかに、日本語及び英語で公開する。
- ・ 【外務省】予備調査に基づいて、JICA が基本設計調査の支援を行わないことを外務省に提言した案件について、外務省が基本設計調査の実施を決定する場合には、決定後速やかに、JICA の提言に対する外務省の見解を明らかにし、それを公開する。

(3) 技術協力プロジェクト

- ・ カテゴリーA および一部の B 案件は、スコーピング終了後、事前調査での環境社会配慮に関する調査・検討項目や調査方法についてまとめた「JICA 環境社会調査方法書」を公開する。

- ・ カテゴリーA 及び一部の B 案件は、事前調査報告書完成後速やかに、日本語及び英語で事前調査報告書を公開する。

本格調査（開発調査）

- ・ カテゴリーA 及び一部の B 案件のインセプション・レポート及びインテリム・レポートは完成後速やかに、公開する。

- ・ カテゴリーA 及び一部の B 案件のドラフト・ファイナル・レポートは、完成後速やかに公開し、少なくとも 60 日間外部からの情報提供を求める。

- ・ 本格調査の最終報告書は、完成次第速やかに公開する。

基本設計調査（無償資金協力）

- ・ カテゴリーB 案件のうち、基本設計調査において初期環境社会調査を行なう場合は、初期環境社会調査報告書のドラフトは、基本設計調査の最終報告書完成前、少なくとも 60 日間公開し、外部からの情報提供を求める。

- ・ 基本設計調査の最終報告書は、完成次第速やかに公開する。

- ・ 【外務省】 カテゴリーA および一部の B 案件については、JICA の環境社会審査にあたって、現地環境影響評価書や相手国政府等の環境許認可証明書、移転計画書など相手国政府・実施機関から入手した環境社会配慮に関する主要な文書の入手状況を公開し、現地環境影響評価書等を交換公文署名の少なくとも 120 日前に開示しなければならない。

- ・ 【外務省】 JICA の環境社会審査部署の審査結果は、交換公文署名後公開されなければならない。

- ・ 【外務省】 現地環境影響評価書や相手国政府等の環境許認可証明書、移転計画書など相手国政府・実施機関から入手した環境社会配慮に関する主要な文書は、日本で公開してよいことが保証されていなければならない。

実施協議調査（技術協力プロジェクト）

- ・ R/D の署名後速やかに、R/D を公開する。

本格調査・基本設計調査・実施協議調査終了後

- ・ JICA は、 カテゴリーA および一部の B 案件については、自らが実施した環境社会配慮調査の結果が、相手国が実施する現地環境影響評価書や環境管理計画、あるいは住民移転計画などにどのように反映されたかについて、適宜その実施状況を公開する。

外部専門家委員会

- ・ 外部専門家委員会の議事録や提出資料、作成した報告書等は、できるだけ速やかに公開されなければならない。

2-2-2 . 相手国での情報公開

JICA はウェブサイトでの情報公開にあわせて、JICA が実施する環境社会配慮調査に係る情報に関しては、調査における適切な協議を行なうため、相手国において相手国のステイクホルダーに対して積極的な情報提供を行なう。

- A. 下記の情報に関しては、適切な協議が行われるための十分な時間的余裕を持って、地域住民などのステイクホルダーに対して、相手国において積極的な情報提供が行われなければならない。また、この際これらの情報は、地域の人々が理解できる言語と様式により書面で作成されなければならない。（下記の情報は、協議の際にステイクホルダーに配布する資料としての情報提供で、報告書及びドラフトの翻訳とは異なる。「ステイクホルダーとの協議」の項目とあわせて議論する必要）

プロジェクトの事前調査及び予備調査

(2) 無償資金協力

- ・ カテゴリーB 案件は、スコーピング終了後、初期環境社会調査での環境社会配慮に関する調査・検討項目や調査方法についてまとめた「JICA 環境社会調査方法書」の概要を公開する。「JICA 環境社会調査方法書」は少なくとも 60 日間、外部からの情報提供を求める。
- ・ カテゴリーB 案件で、予備調査において初期環境社会調査を行なう場合は、初期環境社会調査報告書のドラフトは予備調査の最終報告書完成前、少なくとも 60 日間公開し、外部からの情報提供を求める。
- ・ カテゴリーB 案件で、予備調査において初期環境社会調査を行なう場合は、予備調査における初期環境社会調査についての最終報告書を公開する。

(3) 技術協力プロジェクト

- ・ カテゴリーA および一部の B 案件は、スコーピング終了後、環境社会配慮に関する調査・検討項目や調査方法についてまとめた「JICA 環境社会調査方法書」を公開する。
- #### 本格調査（開発調査）
- ・ カテゴリーA 及び一部の B 案件のインセプション・レポートのドラフトは、最終レポート作成の少なくとも 60 日前までに公開し、外部からの情報提供を求める。
 - ・ カテゴリーA 及び一部の B 案件のインセプション・レポートは、完成後速やかに公開する。
 - ・ カテゴリーA 及び一部の B 案件のインテリム・レポートのドラフトは、最終レポート作成の少なくとも 60 日前までに公開し、外部からの情報提供を求める。
 - ・ カテゴリーA 及び一部の B 案件のインテリム・レポートは、完成後速やかに公開する。
 - ・ カテゴリーA 及び一部の B 案件のドラフト・ファイナル・レポートは、完成後速やかに公開し、少なくとも 60 日間外部からの情報提供を求める。
 - ・ カテゴリーA 及び一部の B 案件のドラフト・ファイナル・レポートは、完成後速やかに公開する。

基本設計調査（無償資金協力）

- ・ カテゴリーB 案件のうち、基本設計調査において初期環境社会調査を行なう場合は、初期環境社会調査報告書のドラフトは基本設計調査の最終報告書完成前、少なくとも 60 日間公開し、外部からの情報提供を求める。
- ・ カテゴリーB 案件のうち、基本設計調査において初期環境社会調査を行なう場合は、初期環境社会調査報告書は、完成後速やかに公開する。
実施協議調査（技術協力プロジェクト）
- ・ カテゴリーA 及び一部の B 案件は、R/D のドラフトを、R/D の署名前、少なくとも 60 日間公開し、外部からの情報提供を求める。
- ・ カテゴリーA 及び一部の B 案件は、R/D は署名後速やかに公開する。

B. 下記の情報に関しては、地元住民などのステイクホルダーが JICA の現地事務所等でも閲覧が可能であり、また、無料でコピーの取得が認められていなければならない。
プロジェクトの事前調査及び予備調査

(1) 開発調査

- ・ カテゴリーA 及び一部の B 案件の事前調査報告書は、完成後速やかに、日本語及び英語で公開する。
- ・ カテゴリーA 及び一部の B 案件は、相手国と S/W を締結後速やかに、プロジェクトの S/W を公開する。

(2) 無償資金協力

- ・ カテゴリーA 及び一部の B 案件の予備調査報告書は、完成後速やかに、日本語及び英語で公開する。

(3) 技術協力プロジェクト

- ・ カテゴリーA 及び一部の B 案件の事前調査報告書は、完成後速やかに、日本語及び英語で公開する。

本格調査（開発調査）

- ・ カテゴリーA 及び一部の B 案件のインセプション・レポートおよびインテリム・レポートは、完成後速やかに公開する。
- ・ 本格調査のファイナル・レポートは、完成次第速やかに公開する。

基本設計調査（無償資金協力）

- ・ 基本設計調査の最終報告書は、完成次第速やかに公開する。

実施協議調査（技術協力プロジェクト）

- ・ R/D は、署名後速やかに公開する。
- ・ 中間評価報告書は、完成後速やかに公開する。
- ・ エバリュエーション・レポートは完成後速やかに公開する。
- ・ 終了時評価報告書は、完成後速やかに公開する。

2-2-3 . 相手国の情報公開

JICA は、事業に関する最新情報は、常に地域住民などのステイクホルダーに公開するように相手国に求める。

プロジェクトの発掘段階：

- ・ 要請書提出時には、相手国で事業名、実施地域、事業概要、開発ニーズ、事業による環境社会影響が地域住民などのステイクホルダーに公開されていなければならない。

現地環境影響評価等の公開

- ・ カテゴリー-A 及び一部の B 案件については、現地環境影響評価書、環境許認可証明書、移転計画書など環境社会配慮を行なう上で重要な情報は、事業が実施される国の公用語で公開されるよう相手国に強く求める。また、現地環境影響評価書の概要等は、地域の人々が理解できる言語と様式により書面で作成されるよう相手国に強く求める。
- ・ 無償資金協力案件については、カテゴリー-A 及び一部の B 案件については、現地環境影響評価書、環境許認可証明書、移転計画書など環境社会配慮を行なう上で重要な情報は、事業が実施される国の公用語で公開されていなければならない。また、現地環境影響評価書の概要等は、地域の人々が理解できる言語と様式により書面で作成されていなければならない。
- ・ JICA による環境社会配慮調査の実施前に、協力事業についての現地環境影響評価書等が作成されている場合は、速やかにこれを公開しなければならない。

以上